

職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

## 広島県人事委員会規則第五号

### 職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この人事委員会規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第二条 高齢者部分休業の承認の申請は、書面により、高齢者部分休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。ただし、条例第三条に定める年齢に達した日(以下この項において「基準日」という。)から基準日の属する年度の翌年度の四月一日までの期間が一月に満たないこととなる職員が、基準日から一月を経過するまでの期間内の日から高齢者部分休業を始めようとする場合にあつては、高齢者部分休業を始めようとする日までの間において、できるだけ速やかに行うものとする。

2 任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮の同意)

第三条 任命権者は、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮をする場合は、書面により、高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。

(休業時間の延長の申請手続)

第四条 第二条第一項本文及び第二項の規定は、休業時間の延長の申請について準用する。

(雑則)

第五条 この人事委員会規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に關し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則の施行の日から平成二十六年四月三十日までの期間内の日から高齢者部分休業を始めようとする職員(第二条第一項ただし書に定める職員を除く。)における同項の適用については、同項中「の一月前までに」とあるのは、「までの間において、できるだけ速やかに」とする。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

3 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「に規定する勤務をしないことについて任命権者の承認があつた場合とは」を「の人事委員会規則で定める場合は」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 その他法令の規定により勤務しないことについて任命権者の承認があつた場合（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十九条第一項の規定による部分休業（以下「部分休業」という。）及び職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）について任命権者の承認があつた場合を除く。）

第七条第四項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第二十六条第三項に次の一号を加える。

五 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第二十七条第八項第五号中「育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業（以下「部分休業」という。）」を「部分休業」に改める。

（職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正）

4 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の八第三号中「以外の現実に職務に従事することを要しない期間」の下に「又は職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間」を加える。